

管理コード	省庁名	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概要要求への 反映状況	予算等の措置の名称 (項)(目)(目録)	概要要求額 (単位:千円)	その他	政府予算案への反映状況			管 理 案 番 号 項	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	都道府県	提案主体名	その他 (特記事項)	制度の所管・ 関係省庁
										予算の名称 (項)(目)(目録)	予算額 (単位:千 円)	その他関連事項									
1010010	農林水産省	補助施設の転用の緩和		補助対象施設の有効活用を支援 措置として盛り込んだ地域再生 計画について、内閣府大臣から の同意協議を受け当事者が同意 を行った後、内閣府大臣からの 認定を受けた場合には、補助 金等適正化法第22条の農林水 産大臣の承認があったものとし て取扱い、有償の譲渡・貸付の 場合を除き、原則として、補助 金相当額の国庫納付を求めず転 用を認めることとしています。	D	農林水産関係補助対象施設の有効活用(農林水産 省) 【A1001】 補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共 団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要 が著しく減少している補助事業による農林水産共 同利用施設を有効に活用した地域再生を支援しま す。 なお、個別の案件毎に異なりますので、内閣府へ 御確認ください。	-					1 0 4 3 0 1 0	補助施設の転用の緩和	農業体験を充実するための研修・ 交流施設だが、利用者の伸びがな い。民間への貸付により施設の活 性化を実現したい。 ●地産地消・特産品の販売及び加 工品の製造の実施。 ●研修施設の一部を宿泊可能施設 への利用。 ●調理施設を加工品製造可能施設 への一部転用。 ●ミニレストランの開設。 ●インフォメーションセンターの 設置。	平成12年度、中山間地域総合整備事業(農業農村整備事業)において、交流 施設を設置(佐賀県)翌年助に譲渡され、以後町において管理運営を行ってい る。町田町の管理運営規定の見直しを行い、補助金等適正化法第22条 に抵触する。10年間の用途変更期間の撤廃若しくは、承認基準の緩和措置をお 願したい。処分制限期間は24年。 ●町田町の本来の事業目的を継続しつつ、地域特産品の販売や地産地消を目的と したミニレストランの開設、加工品の製造等を行う事により民間活力の導 入・地域の活性化、都市住民との交流が図られる。 また、常駐することにより、今以上の来館者が見込め、町田ウォークやハイ キングの活動拠点にも可能である。常時開館することで、インフォメーション センター機能の役割や利用率の向上につながる。	補助金等に係る予 算の執行の適正化 に関する法律	佐賀県	有田町	参考 : 町田 町の使用料収入 年度5,000円 開館日数延べ34 日 維持管理費 350,000円	財務省 農林水産省	
1010020	農林水産省	BDF(バイオディーゼル 燃料)混合軽油に対する 軽油引取税の緩和	地方税法	軽油引取税は、道路に関する費 用に充てるための目的税のた め、農林漁業用機械に係る軽油 等、道路に直接供しない軽油 について、免税措置が設けられ ています。	C	バイオディーゼル燃料混合軽油については、①原 料の国内生産量が年間約5,000キロリットルと極めて 少ないこと、②利用形態の別が軽油対象外の100% 利用であること、③不正軽油問題等の実施を踏ま え、今年度は、バイオディーゼル燃料の普及・利用 拡大に向け製造施設等の整備に対し支援することと し、軽油引取税の軽減要望は行わない考えです。	-	国産バイオ燃料の本格的な導入に向けて、原料の調達からバイ オ燃料の製造・供給まで一体的な取組を支援する「バイオ燃料地 域利用モデル実証事業」について引き続き要求することとしてい ます。 また、「地域バイオマス活用交付金」においても、バイオ マスタウン構想の策定やバイオマスの変換・利用施設等の一体 的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫 を踏まえた主体的な取組に対して支援する「地域バイ オマス活用交付金」においても引き続き要求し、バイオ ディーゼル燃料の製造施設等の整備等に対し支援する考えです。 さらに、平成20年10月1日施行予定の「農林漁業有機物資源の バイオ燃料の原料としての利用の促進に関する法律」に基づ き、農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が共同で原料生産と燃料 製造に取り組む計画に対して、農業改良資金の特例やバイオ ディーゼル燃料製造施設等のバイオ燃料製造設備に係る固定資産 税の軽減措置(3年間1/2を軽減)を創設し、国産バイオ燃料の 生産拡大及び安定供給を図ります。 (項) バイオマス利用等対策費 (目) バイオマス利用対策推進交付金 (目) バイオマス利用対策整備交付金 「バイオ燃料地域利用モデル実証事業」2,914,007千円の内数 「地域バイオマス活用交付金」10,929,179千円の内数 添付資料あり			1 0 6 0 2 0	BDF(バイオディーゼル 燃料)混合軽油に対す る軽油引取税の緩和	BDF導入拡大のため、BDF混合軽油 に対して課される軽油引取税のう ち、BDF分について非課税とすべ きである。	京都府定目標達成計画に基づき、2010年輸送用バイオマス由来燃料50万キ ロリットルの導入を目指して、BDF及びバイオエタノール混合ガソリンの導入 拡大を図ることが必要となっている。 バイオエタノール混合ガソリンは、平成20年4月からバイオエタノール3パー セント混合ガソリンのうち、バイオエタノール分について、ガソリン税(揮発 油税と道路地方税)が低減されている。 BDFは本市において、低コストとカーボンニュートラルの観点から、軽油と 混合しない形(BDF100パーセント)で、ごみ回収車23台に導入しているが、今 後、導入拡大を図るためには、軽油と低濃度で混合した形で導入を進めるこ とも重要である。しかしながら、BDF100パーセントの場合は非課税であるが、 BDF混合軽油についてはBDF分にも軽油引取税が課されるため、BDF混合軽油の 経済性は大きく悪化し、普及拡大を進める上での課題となっている。 このため、BDF混合軽油に係る軽油引取税のうち、BDFに係る分を非課税とす ることで、BDF混合軽油の価格が下がるため、原油高が続く中、行政のみなら ず、ほとんども導入されていない民間においても普及に繋がることが想定され る。BDF利用は地球温暖化対策に貢献できるものであり、経済的インセンティ ブを持たせることは重要である。 なお、当該提案は、バイオエタノール混合ガソリンに係る揮発油税等の軽減 措置との対比で、イコールフットイング(公正競争・公平競争)の観点からそ の限定の是非を求めるものである。	地方税法	愛媛県	松山市	【例】 BDF混合率5 パーセント、1 リットルのBDF 混合軽油の場合 ○現状、 131,855円/リッ トル ○BDFに係 る軽油引取税が 免除された場 合：130,25円/ リットル 軽油(軽油引 取税込)：132 円/リットル 軽油引取税： 32,1円/リッ トル BDF(100パー セント)：97円	農林水産省 環境省		